令和6年度　第1回君津市地域公共交通会議　次第

日　時　令和6年6月28日(金)
　　午前10時から
場　所　君津市役所5階大会議室

1　開会
2　議題
（1）　副会長及び監査委員の選出について
（2）　君津市地域公共交通会議設置要綱の改正について
（3）　令和5年度君津市地域公共交通会議事業報告及び収支決算について
（4）　令和6年度君津市地域公共交通会議事業計画(案)及び予算(案)について
（5）　君津市地域公共交通計画別紙(案)(地域間幹線系統・フィーダー系統)の策定について
（6）　令和5年度君津市地域公共交通網形成計画の評価について
（7）　令和6年度君津市地域公共交通計画の取組管理シートについて
（8）　路線バス周西線及びコミュニティバス中島・豊英線の再編の方向性について
3　報告事項
●　スクールバスを活用した実証運行について
4　その他
5　閉会

【配布物】
・　次第
・　席次表
・　委員名簿
・　副会長及び監査委員の選出について(資料1)
・　君津市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について(資料2)
・　令和5年度君津市地域公共交通会議事業報告及び収支決算について(資料3)
・　令和6年度君津市地域公共交通会議事業計画(案)及び予算(案)について(資料4)
・　君津市地域公共交通計画別紙(案)(地域間幹線系統・フィーダー系統)の策定について(資料5)
・　令和5年度君津市地域公共交通網形成計画の評価について(資料6)
・　令和6年度君津市地域公共交通計画の取組管理シートについて(資料7)
・　路線バス周西線及びコミュニティバス中島・豊英線の再編の方向性について(資料8)
・　スクールバスを活用した実証運行について(資料9)

＜席次表＞

君津市 副市長
荒井　淳一　会長

日本大学理工学部
交通システム工学科　特任教授
藤井　敬宏 委員

君津地区住民代表
鈴木　政一 委員

清和地区住民代表
鈴木　満 委員

小櫃地区住民代表
田村　学 委員

上総地区住民代表
齋藤　健吉 委員

久留里線輸送力を促進する会　会長
平野　利夫 委員

君津商工会議所　専務理事
齊藤　敦 委員

君津市観光協会　会長
川名　正志 委員

千葉県君津土木事務所　調整課長
伊藤　貴夫 委員

君津市管理課　課長
亀田　達也 委員

国土交通省関東運輸局
千葉運輸支局　首席運輸企画専門官
小林　聡 委員

千葉県君津警察署 交通課長
新谷　和宏 委員

千葉県交通計画課 地域公共交通担当課長
伊藤　昌央 委員

東日本旅客鉄道株式会社　千葉支社
企画総務部 企画部長
正能　俊輔 委員（代理 佐溝　貴史 様）

日東交通(株) 運輸部長
髙橋　晴樹 委員

大新東(株) 営業販促室　室長
藤代　純一 委員

大新東(株) 友愛会　君津支部 幹事
杉本　忠 委員

（オブザーバー）
国土交通省関東運輸局
交通政策部交通企画課　課長
市野 将英 様

入口

事　務　局

企画調整課 課長　中村 峰之
企画政策部 部長　鈴木 広夫
企画政策部 次長　津野 広昭
市民生活課 課長　野村 出

事　務　局

交通政策室 主任主事　久保 亮
交通政策室 室長　佐久間 貴幸
交通政策室 主任主事　竹内 裕太
市民生活課 係長　倉見 信司

令和６年度　君津市地域公共交通会議委員名簿

	氏　　名	職　名　等	委嘱期間	備　考
1	あらい　じゅんいち 荒井　淳一	君津市副市長		会長
2	こばやし　さとる 小林　聡	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官	R6.2.1～R8.1.31	
3	しんたに　かずひろ 新谷　和宏	千葉県君津警察署 交通課長	R6.3.19～R8.1.31	
4	なりた　ひとし 成田　斉	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	R6.2.1～R8.1.31	
5	いとう　まさお 伊藤　昌央	千葉県交通計画課 地域公共交通担当課長	R6.6.1～R8.1.31	
6	てづか　しんいち 手塚　真一	千葉県タクシー協会 南房支部長	R6.2.1～R8.1.31	
7	たかはし　はるき 髙橋　晴樹	日東交通株式会社 運輸部長	R6.2.1～R8.1.31	
8	ふじしろ　じゅんいち 藤代　純一	大新東株式会社 営業販促室　室長	R6.2.1～R8.1.31	
9	すぎもと　ただし 杉本　忠	大新東株式会社友愛会 君津支部　幹事	R6.2.1～R8.1.31	
10	すずき　まさかず 鈴木　政一	君津地区住民代表	R6.4.24～R8.1.31	
11	いたみ　よしかず 伊丹　嘉一	小糸地区住民代表	R6.4.24～R8.1.31	
12	すずき　みつる 鈴木　満	清和地区住民代表	R6.4.24～R8.1.31	
13	たむら　まなぶ 田村　学	小櫃地区住民代表	R6.4.24～R8.1.31	
14	さいとう　けんきち 齋藤　健吉	上総地区住民代表	R6.2.1～R8.1.31	
15	さいとう　あつし 齊藤　敦	君津商工会議所 専務理事	R6.2.1～R8.1.31	
16	かわな　まさし 川名　正志	君津市観光協会会長	R6.2.1～R8.1.31	
17	しょうのう　しゅんすけ 正能　俊輔	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社 企画総務部経営戦略ユニットリーダー	R6.2.1～R8.1.31	
18	いとう　たかお 伊藤　貴夫	千葉県君津土木事務所 調整課長	R6.4.24～R7.5.19	
19	かめだ　たつや 亀田　達也	君津市管理課長	R5.5.20～R7.5.19	
20	ひらの　としお 平野　利夫	久留里線輸送力を促進する会会長	R5.5.20～R7.5.19	
21	ふじい　たかひろ 藤井　敬宏	日本大学理工学部 交通システム工学科　特任教授	R5.5.20～R7.5.19	アドバイザー

資料１

副会長及び監査委員の選出について

１ 副会長

新	旧
	林　正幸（君津地区住民代表）

２ 監査委員

新	旧
齊藤　敦（君津商工会議所）	齊藤　敦（君津商工会議所）
	新藤　和巳（小糸地区住民代表）

参考

君津市地域公共交通会議設置要綱

・第４条第４項　交通会議に会長及び副会長を置き、会長は君津市副市長をもってこれに充て、副会長は委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

・第 12 条第１項　交通会議に監査委員を２人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

君津市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

１　趣旨

これまで、道路運送法第９条第４項の規定により地域公共交通会議において協議してきた運賃について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないようにする観点から、地域公共交通会議とは別の会議等で協議するよう、令和５年１０月１日に道路運送法が改正された。

そのため、君津市地域公共交通会議においても、地域公共交通会議の設置に関し、必要な事項を定めた「君津市地域公共交通会議設置要綱」の改正を行う。

２　改正概要

・運賃に関する協議については、運賃協議分科会で行う旨、第３条の所掌事務に追加し、第９条に運賃協議分科会の設置に関する規定を新設。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- **一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした**
- **また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した**

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 **道路運送法　9条4項概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則　9条の２概要

法第９条第４項の協議が調つたときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施　などを想定

新 **道路運送法　9条5項概要**

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 **道路運送法　9条4項概要**

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

一　市町村又は都道府県
二　当該一般乗合旅客自動車運送事業者
三　地方運輸局長
四　市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

君津市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正案	現　行
君津市地域公共交通会議設置要綱 （所掌事務） 第３条　交通会議は、次に掲げる事項に関し協議を行うものとする。 （1）乗合旅客運送の態様、運賃、運行計画等に関する事項（運賃に関しては第９条に定める運賃協議分科会で協議を行う。） （2）自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価等に関する事項 （3）計画の策定及び変更の協議に関する事項 （4）計画の実施に係る連絡調整に関する事項 （5）計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 （6）前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項 （運賃協議分科会） 第９条　交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項に関し協議を行うため、道路運送法第９条第４項に掲げる者で構成する運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。なお、協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて、分科会を設置する。 ２　分科会に分科会長を置き、企画政策部長をもって充てる。 ３　分科会長は、分科会を代表し、会務を掌握する。 ４　第６条第２項及び第３項の規定は、分科会に準用する。 附　則 この要綱は、令和６年６月２８日から施行する。	君津市地域公共交通会議設置要綱 （所掌事務） 第３条　交通会議は、次に掲げる事項に関し協議を行うものとする。 （1）乗合旅客運送の態様、運賃、運行計画等に関する事項 （2）自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価等に関する事項 （3）計画の策定及び変更の協議に関する事項 （4）計画の実施に係る連絡調整に関する事項 （5）計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 （6）前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

君津市地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第１条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送及び自家用有償旅客運送に関し必要な協議を行い、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し、必要な協議を行うため、君津市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　会議の事務所は、君津市久保二丁目１３番１号（君津市役所内）に置く。

（所掌事務）

第３条　交通会議は、次に掲げる事項に関し協議を行うものとする。

(1) 乗合旅客運送の態様、運賃、運行計画等に関する事項（運賃に関しては第９条に定める運賃協議分科会で協議を行う。）

(2) 自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価等に関する事項

(3) 計画の策定及び変更の協議に関する事項

(4) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項

(5) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（組織）

第４条　交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 君津市副市長

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 鉄道事業者

(4) 一般社団法人千葉県バス協会の代表者又はその指名する者

(5) 一般社団法人千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者

(6) 学識経験を有する者

(7) 市民又は利用者の代表

(8) 関東運輸局千葉運輸支局長の指名する者

(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(10) 君津警察署長の指名する者

(11) 君津商工会議所の推薦する者

(12) 君津市観光協会の推薦する者

(13) 道路管理者又はその指名する者

(14) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営上必要と認められる者

2　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるため委員となった者は、その在職期間とする。

3　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　交通会議に会長及び副会長を置き、会長は君津市副市長をもってこれに充て、副会長は委員のうち会長が指名する者をもって充てる。

5　委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、交通会議に代理人を出席させることができる。

（会長及び副会長）

第５条　会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3　会議の議決は、出席委員（代理人を含む。）の３分の２以上の同意により決するものとする。

4　前３項の規定にかかわらず、会長は、会議で議決すべき案件が軽易であると認めるとき、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代えることができる。

5　第３項の規定は、前項の書面による協議について準用する。

（意見の聴取等）

第７条　会長は、必要と認める者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第８条　交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の実施に努めるものとする。

（運賃協議分科会）

第９条　交通会議は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金に関する事項に関し協議を行うため、道路運送法第９条第４項に掲げる者で構成する運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。なお、協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて、分科会を設置する。

２　分科会に分科会長を置き、企画政策部長をもって充てる。

３　分科会長は、分科会を代表し、会務を掌握する。

４　第６条第２項及び第３項の規定は、分科会に準用する。

（事務局）

第10条　交通会議の事務を処理するため、会議に事務局を置く。

２　事務局は、君津市企画政策部に置く。

３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第11条　交通会議の運営に要する経費は、君津市及び関係団体等の負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

（委員の報酬）

第12条　委員の報酬は日額7,700円とする。ただし、行政機関の職員については無報酬とする。

（監査）

第13条　交通会議に監査委員を２人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

２　監査委員は、出納監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第14条　交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（交通会議が解散した場合の措置）

第15条　交通会議が解散した場合においては、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年５月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年６月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年６月２８日から施行する。

令和５年度君津市地域公共交通会議事業報告及び収支決算について

１　令和５年度事業報告

時期	実施内容
令和５年 ６月27日（火）	第１回君津市地域公共交通会議 議題 （1）令和４年度事業報告及び収支決算について （2）君津市地域公共交通計画の策定状況について （3）君津市生活交通確保維持改善計画(案)について （4）スクールバスを活用した実証運行について その他 （1）JR久留里線沿線地域交通検討会の現状について【千葉県】 （2）住民説明会の開催について【君津市】
8月29日（火）	第２回君津市地域公共交通会議 議題 （1）令和４年度君津市地域公共交通網形成計画の評価について （2）君津市地域公共交通計画（骨子案）について 報告事項 （1）スクールバスを活用した実証運行について その他 （1）路線バス周西線の延伸について【日東交通】 （2）住民説明会の結果概要について【君津市】
11月21日（火）	第３回君津市地域公共交通会議 議題 （1）君津市地域公共交通計画（素案）について （2）地域公共交通確保維持事業の事業評価（案）について その他 （1）タクシーの運賃改定について【京成タクシー】 （2）委員の委嘱について【住民代表】
令和６年 ２月13日（火） ～ ２月22日（木）	第４回君津市地域公共交通会議（書面協議） 議題 （1）君津市地域公共交通計画（最終案）について 報告事項 （1）スクールバスを活用した実証運行の終了について【君津市】 （2）東日本旅客鉄道株式会社本社及び千葉支社への京葉線のダイヤ改正に係る要望書の提出について【君津市】 （3）JR久留里線（久留里・上総亀山間）沿線地域交通検討会議等について【君津市】

２　令和５年度収支決算

収入　（単位：円）

科　目	予算額	決算額	差　額	備　考
１　負担金　（1）　負担金	8,079,500	8,079,500	0	君津市（君津市地域公共交通会議負担金）
２　補助金　（1）　補助金	4,040,000	3,659,150	-380,850	国土交通省関東運輸局（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）
３　繰越金　（1）　繰越金	0	0	0	
４　諸収入　（1）　諸収入	0	48	48	利息
合　計	12,119,500	11,738,698	-380,802	

支出　（単位：円）

科　目	予算額	決算額	差　額	備　考
１　総務費　（1）　会議費	693,000	315,700	-377,300	委員報酬
１　総務費　（2）　事務費	49,500	19,140	-30,360	振込手数料
２　事業費　（1）　事業費	7,337,000	7,018,000	-319,000	君津市地域公共交通計画策定調査業務委託
３　償還金　（1）　補助金	4,040,000	4,385,858	345,858	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 3,659,150 円 ・君津市償還金 726,708 円 （委員報酬費などの執行残）
４　予備費　（1）　予備費	0	0	0	
合　計	12,119,500	11,738,698	-380,802	

監 査 報 告 書

君津市地域公共交通会議の令和５年度収支決算について、帳簿及び関係書類を監査した結果、いずれも適正な内容と認めます。

令和６年5月16日

君津市地域公共交通会議

監査委員　齊藤 敦

令和６年度君津市地域公共交通会議事業計画（案）及び予算（案）について

１　令和６年度事業計画（案）

（1）君津市地域公共交通計画の推進に関する協議

（2）君津市地域公共交通計画の事業評価（進行管理）に係る協議

（3）会議開催スケジュール

年月	内容
令和 6 年 6 月 28 日	令和６年度第１回君津市地域公共交通会議 議題 （1）監査委員の選出について （2）君津市地域公共交通会議設置要綱の改正について （3）令和５年度事業報告及び収支決算について （4）令和６年度事業計画及び予算（案）について （5）君津市地域公共交通計画別紙（案）（地域間幹線系統・フィーダー系統）の策定について （6）令和５年度君津市地域公共交通網形成計画の評価について （7）令和６年度君津市地域公共交通計画の取組管理シートについて （8）路線バス周西線及びコミュニティバス中島・豊英線の再編の方向性について 報告事項 ・スクールバスを活用した実証運行について
令和 6 年 12 月頃	令和６年度第２回君津市地域公共交通会議 議題（予定） （1）地域公共交通確保維持事業の事業評価（案）について （2）路線再編に係る進捗について
令和 7 年 2 月～3 月頃	令和６年度第３回君津市地域公共交通会議 議題（予定） （1）令和７年度事業計画及び予算（案）について （2）路線再編に係る進捗について

２　令和６年度予算（案）

歳入　　（単位：円）

科　目		予算額	備　考
１　負担金	（1）　負担金	0	
２　補助金	（1）　補助金	2,637,000	国土交通省関東運輸局（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）
３　繰越金	（1）　繰越金	0	
４　諸収入	（1）　諸収入	0	
合　計		2,637,000	

歳出　　（単位：円）

科　目		予算額	備　考
１　総務費	（1）　会議費	0	
	（2）　事務費	0	
２　事業費	（1）　事業費	0	
３　償還金	（1）　補助金	2,637,000	・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 2,637,000円
４　予備費	（1）　予備費	0	
合　計		2,637,000	

別　紙

令和７年度君津市地域公共交通計画　別紙
（地域間幹線系統・フィーダー系統）

令和６年６月〇〇日

（名称）君津市地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

君津市では、広域な都市間を結ぶ広域幹線交通として鉄道・高速バスを軸に、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、君津駅や君津バスターミナル、病院、商業施設等の市の主要施設や交通結節点等を網羅し、生活交通としての役割を担う中で、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、本市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に係る様々な問題が発生している。

加えて、令和６年度からは、路線バスの一部が減便するなど、住民の移動手段を確保するため、路線を存続していくことが必要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、三島線、君津市内循環線、畑沢線、高倉アカデミア線、富津線、木更津鴨川線及びデマンドタクシー（きみぴょん号）を確保・維持することで、住民の生活に係る交通手段を存続させていくことが必要である。

（君津市地域公共交通計画　Ｐ６２、Ｐ７１～７２　参照）

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

指標	現況値 （R4）	目標値 （R7）	関連計画 との整合	データ取得 方法
路線バスの利用者数	968,003 人／年	982,000 人／年		運行事業者 提供データ
コミュニティバス・デマンドタクシーの利用者数	219,473 人	266,000 人	総合計画	運行事業者 提供データ

目標設定の根拠

- 路線バスの利用者数は、現況の利用者数を基に、人口及び交通分担率の変化率を踏まえて算出
- コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用者数は、新型コロナウィルス感染症拡大前の利用者数の推移を踏まえて算出

（君津市地域公共交通計画　Ｐ６６、８８　参照）

（２）事業の効果

路線バス等を維持することにより、市内及び市内外のアクセスが確保され、通勤・通学、買物、通院等の日常生活において必要不可欠な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、外出促進・地域活性化にもつながる。

（君津市地域公共交通計画　Ｐ５９、Ｐ７１～７２　参照）

別　紙

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ バス路線の再編等（君津市、交通事業者） ・ ファースト・ラストワンマイルに対応した移動手段の検討（君津市、観光協会、商工会議所、交通事業者、民間事業者、市民） ・ 地域が主体となった移動支援策の検討（君津市、市民） ・ IC カードの利用促進やキャッシュレス決済の検討（交通事業者、民間事業者） ・ デマンドタクシーの効率的な配車・乗合乗車等の推進（君津市、交通事業者、市民） ・ 電子定期券や企画切符等の多様な運賃制度の導入検討（君津市、交通事業者、民間事業者） ・ 公共交通の運行車両の電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）への更新・導入検討（君津市、交通事業者、民間事業者） （君津市地域公共交通計画　Ｐ６８～８１　参照）
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表１を添付。 （君津市地域公共交通計画　Ｐ７１～７２　参照）
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
【地域間幹線系統】 表２を添付。 【フィーダー系統】 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンドタクシー(きみぴょん号）について、その運行に係る費用総額 39,204 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を君津市が負担している。
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
評価手法 ・ 利用実績による定量評価 測定方法 ・ 運行事業者からの提供データによる計測
７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
表４を添付。

別　紙

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

定量的な目標・効果

・ 令和６年度と比較して収支率１％以上改善

取組内容、実施時期、実施主体

・ 次の表のとおり

系統	取組内容	実施時期	実施主体
・三島線 ・君津市内循環線 ・畑沢線 ・高倉アカデミア線 ・富津線 ・木更津鴨川線	タウン誌への路線情報の掲載。	令和 6 年 10 月以降実施	日東交通
	JR ダイヤ改正にあわせて運行計画の変更を検討する。また、利用者の動向の把握に努めニーズに沿った運行計画も検討。	令和 6 年 10 月以降実施	日東交通
	路線バス乗り方教室及び PR イベントの実施。	令和 6 年 10 月以降実施	日東交通、君津市
	路線バスを利用する利点や、交通事業者が実施している高齢者への助成制度について、市ホームページ、市広報紙等へ掲載することにより、バスの利用促進を図る。	令和 6 年 10 月以降実施	君津市

（令和７年度地域間幹線系統確保維持計画より抜粋）

10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表５を添付。

11．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12．車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

別　紙

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和５年度 令和５年　６月２７日　（第１回）　君津市地域公共交通計画の策定状況の報告 君津市生活交通確保維持改善計画（案）の提示 （会議に諮り承認を得た） 令和５年　８月２９日　（第２回）　令和４年度君津市地域公共交通網形成計画の評価 君津市地域公共交通計画（骨子案）の提示 令和５年１１月２１日　（第３回）　君津市地域公共交通計画（素案）の提示 令和６年　２月１３日～２２日　（第４回）　君津市地域公共交通計画（最終案）の提示 （書面協議） 令和６年度 令和６年　６月２８日　（第１回）　令和５年度君津市地域公共交通網形成計画の評価 令和６年度君津市地域公共交通計画の取組管理 君津市地域公共交通計画交通計画別紙（案）の提示 （協議の結果を記載する）
19. 利用者等の意見の反映状況
君津市地域公共交通計画を策定する際、各種アンケート調査やパブリックコメントを実施した。 ・市民アンケート調査（令和４年度） ・公共交通利用者アンケート調査（令和４年度） ・高校生アンケート調査（令和４年度） ・デマンドタクシー登録者へのアンケート調査（令和４年度）

別　紙

【本計画に関する担当者・連絡先】

１．地域間幹線系統に関すること

（住　所）君津市久保二丁目１３番１号

（所　属）企画政策部企画調整課

（氏　名）久保　亮

（電　話）0439-56-1566

（e-mail）kikaku@city.kimitsu.lg.jp

２．フィーダー系統に関すること

（住　所）君津市久保二丁目１３番１号

（所　属）市民生活部市民生活課

（氏　名）倉見　信司

（電　話）0439-56-1225

（e-mail）jichi@city.kimitsu.lg.jp

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

7年度

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県（市区町村）	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	特例措置
君津市	日東交通株式会社	(1)　三島線	2,182.5	
	日東交通株式会社	(2)　君津市内循環線	4,494.0	
	日東交通株式会社	(3)　畑沢線	2,483.0	
	日東交通株式会社	(4)　高倉アカデミア線	4,078.5	
	日東交通株式会社	(5)　富津線	5,005.0	
	日東交通株式会社	(6)　木更津鴨川線	9,154.0	
合　計			27,397.0	

（注）

1．本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。

2．「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2　5．ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3．補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（ 記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から　土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

表2　地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）
「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名	日東交通株式会社

7年度

1．申請事業者の概要

R5年度

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益(イ)	[redacted]	千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用(ロ)	[redacted]	千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted]	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	[redacted]	km					経常収支率	[redacted]	%

R4年度

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益(イ')	[redacted]	千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用(ロ')	[redacted]	千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted]	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	[redacted]	km					経常収支率	[redacted]	%

R3年度

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業								
	営業収益	[redacted]	千円	営業外収益	[redacted]	千円	経常収益(イ")	[redacted]	千円
	営業費用	[redacted]	千円	営業外費用	[redacted]	千円	経常費用(ロ")	[redacted]	千円
	営業損益	[redacted]	千円	営業外損益	[redacted]	千円	経常損益	[redacted]	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")	[redacted]	km					経常収支率	[redacted]	%

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度）ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度）ロ'÷ハ'＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間）ロ÷ハ＝c
千葉	[redacted]		
	円　銭	円　銭	円　銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2．キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
千葉	304.円35銭	472.円71銭	304.円35銭	[redacted]
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭

3．補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統 起点	主な経由地	終点	計画運行日数	計画運行回数 〈 〉 ①＝カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②＝③	系統キロ程 チ		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程 オ		系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率 オ÷チ＝ク	補助ブロック外乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程 ヌ		他路線との競合部分に係るキロ程 ル		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 〈チ−(リ＋ヌ＋ル)〉÷チ＝ヲ
	第1号		三島	木更津駅西口	八重洲	中島	359日	2,634回 (7.2)	2.3	16.5人	往14.5Km 復14.5Km	14.5Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	100.000%
	第2号		君津市内循環	八重洲 君津駅	君津駅東 君津健康センター	君津駅北口	365日	3,276回 (8.9)	3.2	28.4人	往20.8Km 復20.8Km	20.8Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	100.000%
	第3号		湖沢	木更津駅西口	東京湖沢 勝光寺	君津駅南口	359日	3,235回 (8.8)	2.3	20.2人	往12.3Km 復12.3Km	12.3Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	100.000%
	第4号		南清アカデミア	木更津駅西口	かずさアーク	かずさ小学校	243日	3,281回 (8.9)	3.1	27.5人	往16.2Km 復16.2Km	16.2Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	100.000%
	第5号		富津	木更津駅西口	青堀駅	富津公園	365日	4,730回 (12.9)	4.1	52.8人	往15.3Km 復15.0Km	15.2Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	往.Km 復.Km	〈平均〉 .Km	0.0%	100.000%
	第6号		木更津鴨川	亀田病院	ゆずさアーク	イオンモール木更津	365日	1,825回 (5.)	3.5	17.5人	往61.0Km 復61.1Km	61.0Km	往.Km 復.Km	.Km	0.0%	往.Km 復.Km	.Km	往.Km 復.Km	.Km	往.Km 復.Km	.Km	0.0%	100.000%
合計			系統									76.2Km		.Km			.Km		.Km		.Km		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗人部分以外のキロ程の比率 (チ−(リ−ヌ))÷チ＝ヲ	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額：ル	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3＝ノ	基準期間の前々年度 経常収益 ヤ"	実車走行キロ マ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ"÷マ"＝d	基準期間の前年度 経常収益 ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'＝e	基準期間 経常収益 ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ＝f	補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ−ヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ
	第1号		100%	76,491.3 km	23,280,127円	144.円11銭	12,334,455円	77,130.2km	159.円91銭	10,208,877円	77,130.2km	132.円35銭	10,805,405円	77,130.2km	140.円09銭	11,023,161 円	12,256,966 円	10,476,057 円	10,476,057 円
	第2号		100%	136,478.1 km	41,537,109円	187.円12銭	29,847,848円	152,059.km	196.円29銭	27,641,791円	152,059.km	181.円78銭	27,871,247円	152,059.km	183.円29銭	25,537,782 円	15,999,327 円	18,691,699 円	15,999,327 円
	第3号		100%	79,775.1 km	24,279,551円	150.円49銭	14,737,554円	89,367.8km	164.円90銭	12,682,970円	89,367.8km	144.円15銭	12,726,367円	89,367.8km	142.円42銭	12,005,354 円	12,274,197 円	10,925,797 円	10,925,797 円
	第4号		100%	106,025.7 km	32,268,921円	159.円20銭				15,369,120円	105,896.4km	145.円13銭	18,437,467円	106,397.4km	173.円28銭	16,879,291 円	15,389,630 円	14,521,014 円	14,521,014 円
	第5号		100%	143,338.7 km	43,625,133円	214.円26銭	37,126,236円	176,525.4km	210.円31銭	37,292,961円	176,912.7km	210.円79銭	39,135,706円	176,525.4km	221.円70銭	30,711,749 円	12,913,384 円	19,631,309 円	12,913,384 円
	第6号		100%	222,796.0 km	67,807,962円	123.円19銭	28,562,680円	222,796.km	128.円20銭	27,940,770円	222,307.6km	125.円68銭	25,723,617円	222,307.6km	115.円71銭	27,446,239 円	40,361,723 円	30,513,582 円	30,513,582 円
合計				764,904.9 km	232,799,803円		122,608,773円	717,878.4km		131,338,489円	823,673.7km		134,701,609円	823,787.4km		123,803,576 円	109,195,227 円	104,759,458 円	95,349,161 円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、ヨ一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／ム計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ−ヨ=ム	損失額から補助金を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	第1号		10,476,057 円	10,476,057 円	4365023 円	4,365 千円	2,182.5 千円	12,256,966 円	10,074,466 円	2,182,500 円	21.66 %	7,891,966 円	78.3 %	円	%	0 円	0 %	
	第2号		15,999,327 円	15,999,327 円	8988385 円	8,988 千円	4,494.0 千円	15,999,327 円	11,505,327 円	4,494,000 円	39.06 %	7,011,327 円	60.9 %	円	%	0 円	0 %	
	第3号		10,925,797 円	10,925,797 円	4966271 円	4,966 千円	2,483.0 千円	12,274,197 円	9,791,197 円	2,483,000 円	25.35 %	7,308,197 円	74.6 %	円	%	0 円	0 %	
	第4号		14,521,014 円	14,521,014 円	8157873 円	8,157 千円	4,078.5 千円	15,389,630 円	11,311,130 円	4,078,500 円	36.05 %	7,232,630 円	63.9 %	円	%	0 円	0 %	
	第5号		12,913,384 円	12,913,384 円	10010375 円	10,010 千円	5,005.0 千円	12,913,384 円	7,908,384 円	5,005,000 円	63.28 %	0 円	0.0 %	円	%	2,903,384 円	36.7 %	
	第6号		30,513,582 円	30,513,582 円	18308149 円	18,308 千円	9,154.0 千円	40,361,723 円	31,207,723 円	9,154,000 円	29.33 %	9,848,141 円	31.5 %	円	%	12,205,582 円	39.1 %	
合計			95,349,161 円	95,349,161 円	54,796,076 円	54,794 千円	27,397 千円	109,195,227 円	81,798,227 円	27,397,000 円	33.49 %	39,292,261円	48.0 %	円	%	15,108,966 円	18.4 %	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全層日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)−補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)−同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ')の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
〈記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」〉

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1−5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1−5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表４　別表１の補助事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
千葉県	君津郡市	君津市	京葉工業地帯の一翼を担う鉄鋼業を中心とする工場が立地し、産業都市として発展している。また、内房線快速の発着駅である君津駅を中心に市街地が形成されている。 医療機関（総合病院等）：玄々堂君津病院ほか 公共施設（学校等）：君津高等学校ほか 商業施設：イオンタウンほか

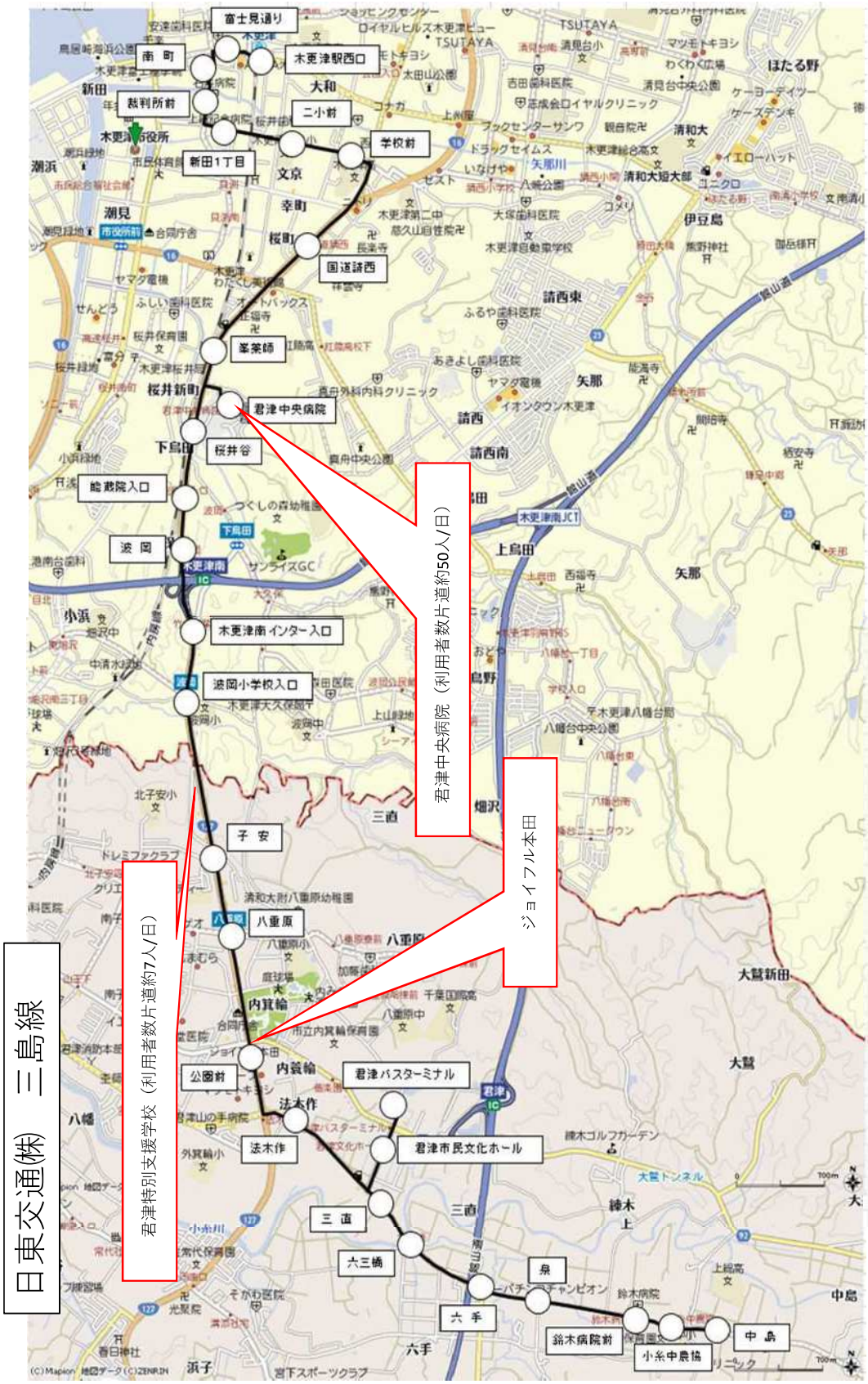
日東交通(株)　三島線
富士見通り
南 町
木更津駅西口
裁判所前
二小前
学校前
新田1丁目
国道請西
峯茶師
君津中央病院
桜井谷
館山道入口
波 岡
木更津南 インター入口
波岡小学校入口
子 安
八重原
公園前
法木作
君津バスターミナル
君津市民文化ホール
三 直
六三橋
六 手
泉
鈴木病院前
小糸中農協
中 島
君津特別支援学校（利用者数片道約7人/日）
君津中央病院（利用者数片道約50人/日）
ジョイフル本田

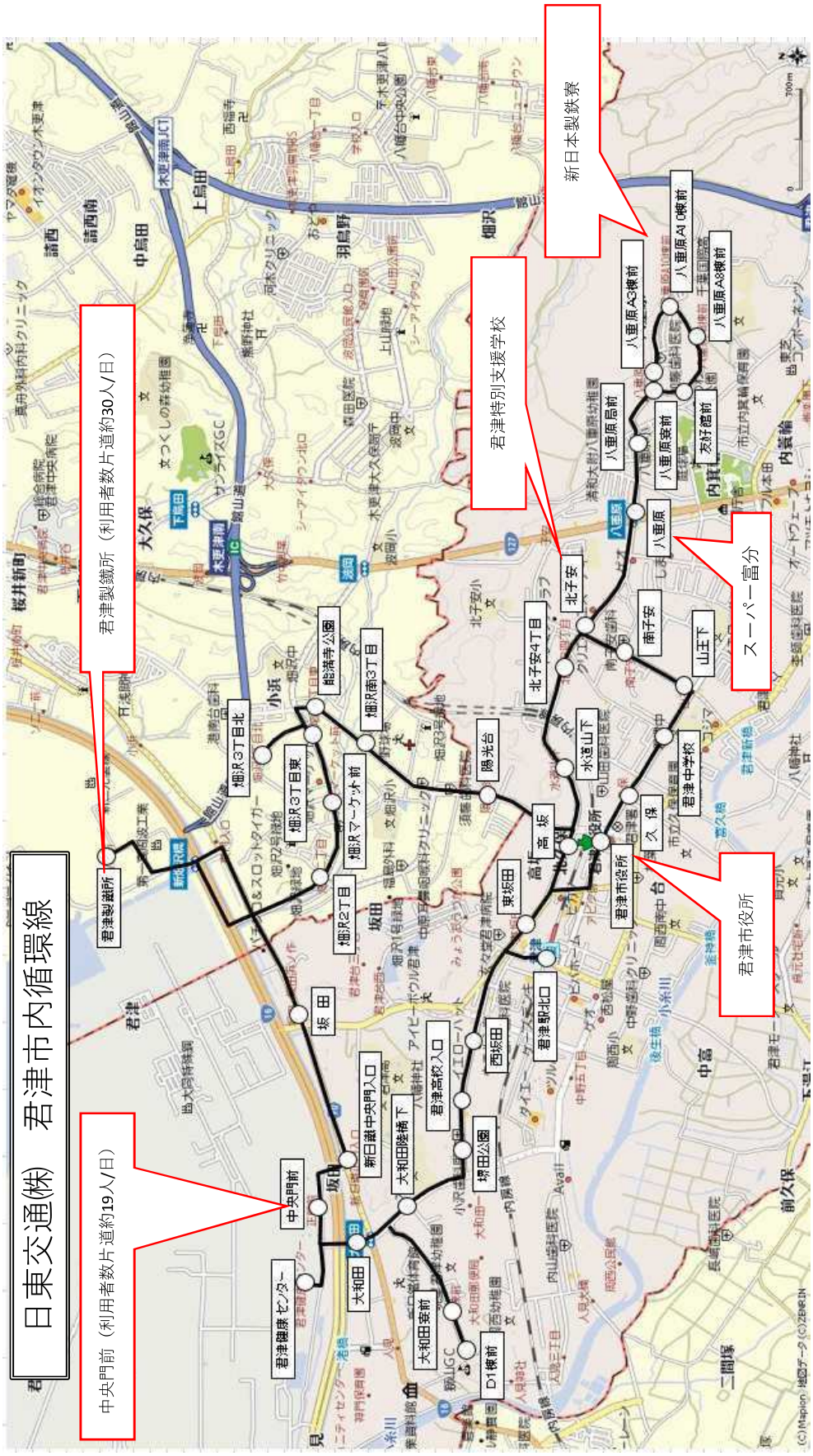
日東交通(株)　君津市内循環線
君津製鐵所
中央門前（利用者数片道約19人/日）
君津製鐵所（利用者数片道約30人/日）
君津特別支援学校
新日本製鉄寮
スーパー官分
君津市役所
君津健康センター
中央門前
大和田
大和田安前
D1棟前
新日鐵中央門入口
大和田陸橋下
君津高校入口
堺田公園
西坂田
坂田
畑沢2丁目
畑沢3丁目東
畑沢3丁目北
畑沢マーケット前
畑沢南3丁目
能満寺公園
東坂田
君津駅北口
陽光台
高坂
水道山下
君津市役所
君津中学校
久保
北子安4丁目
北子安
南子安
山王下
八重原
八重原局前
八重原安前
友好館前
八重原A3棟前
八重原A4棟前
八重原A8棟前

日東交通(株)　富津線

木更津第二小
イオンモール
木更津
ソニー木更津（利用者数片道約15人/日）
君津製鐵所
東門入口（利用者数片道約15人/日）
中央門入口（利用者数片道約10人/日）
イオンモール富津
ジャンボプール

日東交通(株)　木更津鴨川線

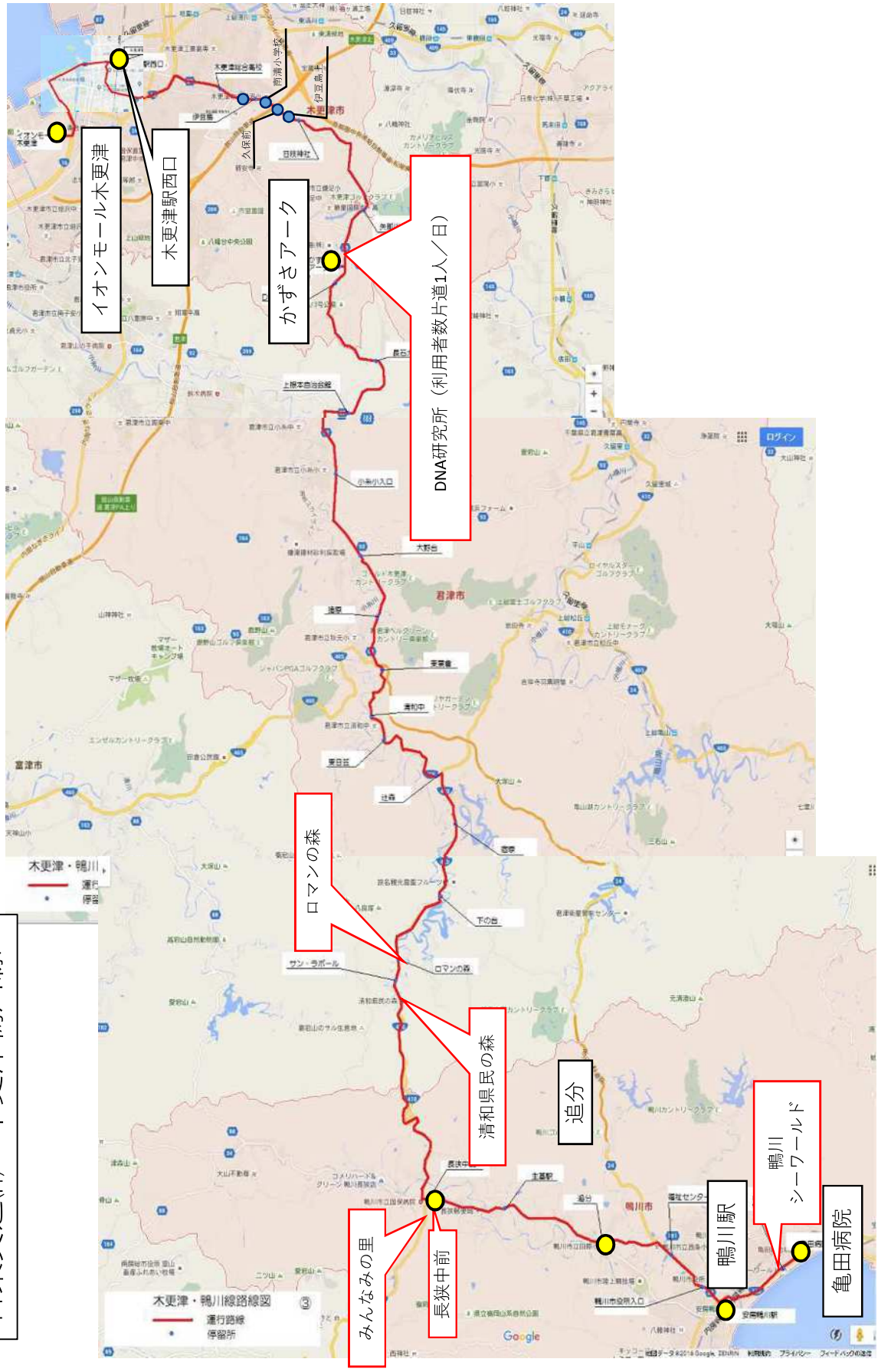

日東交通(株)　畑沢線
富士見通り(除車専用)
木更津駅西口
南町
裁判所前
学校前
新田1丁目
二小前
国道請西
峯薬師
君津中央病院
君津中央病院（利用者数片道約12人/日）
桜井谷
能蔵院入口
波岡
木更津南インター入口
東畑沢
畑沢3丁目東
畑沢2丁目
畑沢マーケット前
畑沢南1丁目
波岡小学校入口
畑沢南2丁目
畑沢南5丁目
陽光台
君津駅南口
小原町
君津市役所
イオンタウン君津
中野西公園
玄々堂病院

日東交通(株)　高倉アカデミア線

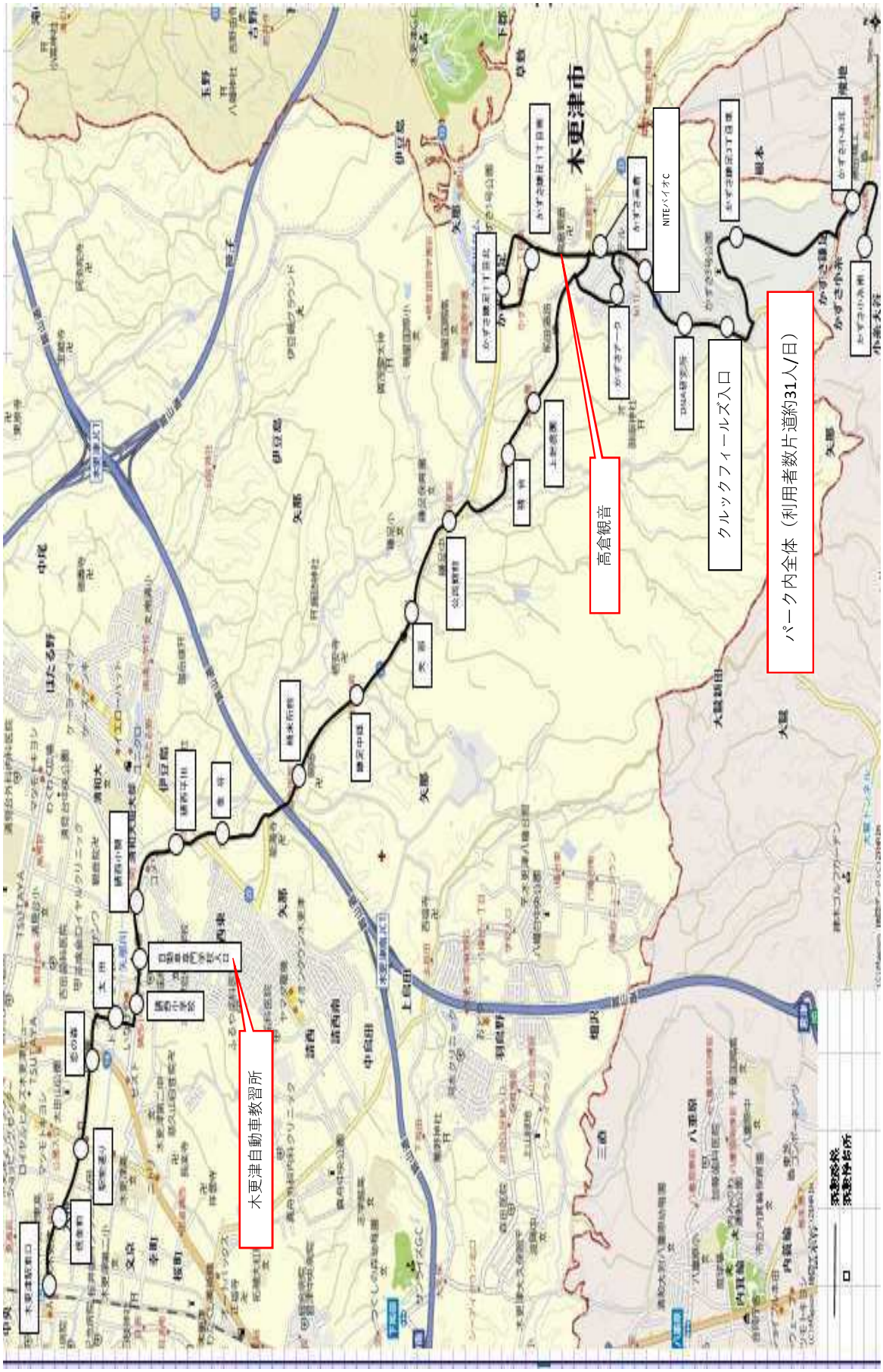

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
君津市	大新東株式会社君津営業所	(1)　小櫃・上総地区		小櫃・上総地区		往　km 復　km	365	8757回			区域運行	②（2）	下郡・小櫃・俵田・久留里・平山・上総松丘・上総亀山駅でJR久留里線と接続	③
		(2)				往　km 復　km	日	回						
		(3)				往　km 復　km	日	回						
		(4)				往　km 復　km	日	回						
		(5)				往　km 復　km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	君津市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	5,069

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
2,126	小櫃地区	局長指定
2,943	上総地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
君津市地域公共交通計画	令和6年3月	―
―	―	―

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

君津市全図と運行区域図（小櫃・上総地区）

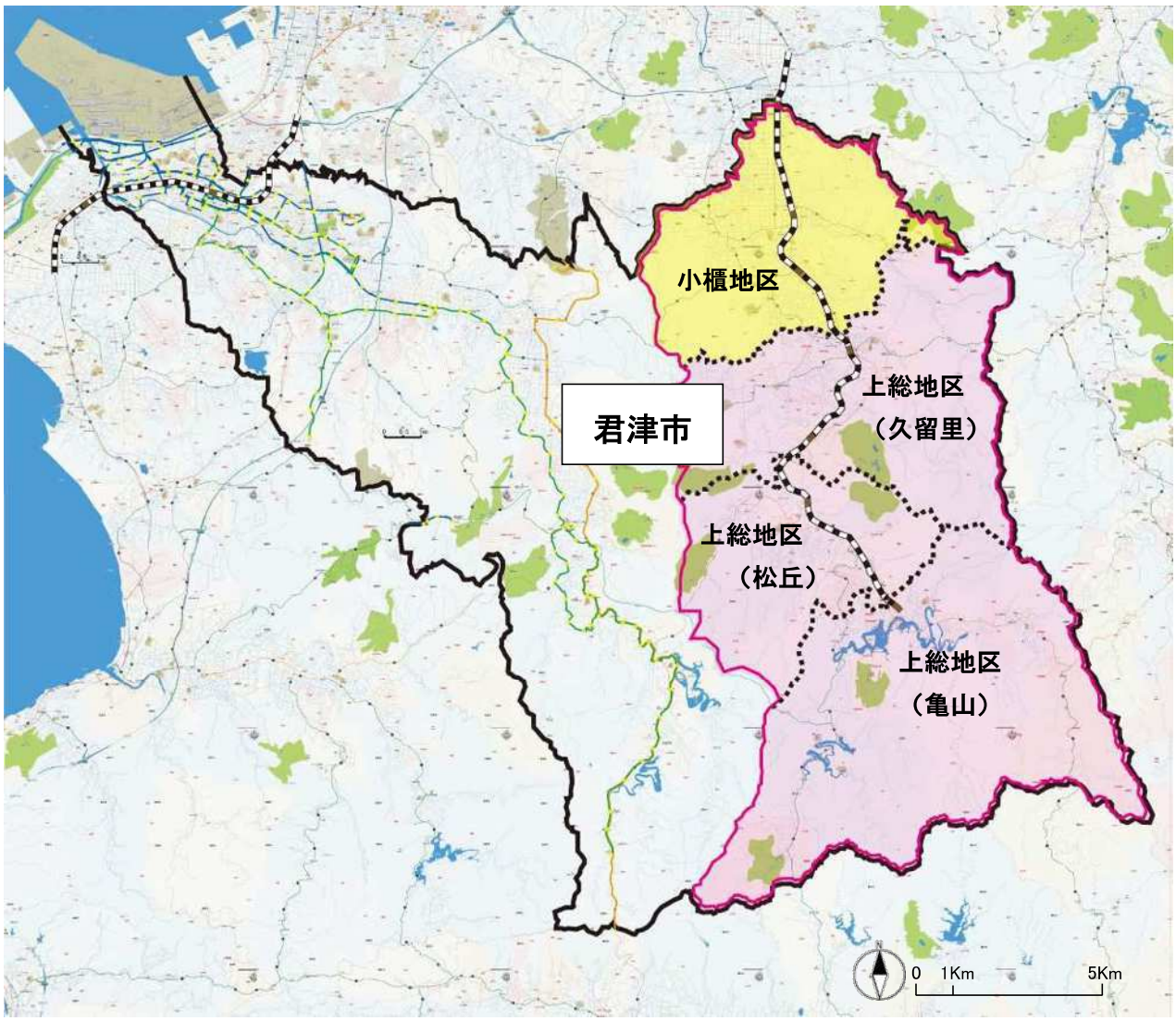

運行区域

令和５年度君津市地域公共交通網形成計画の評価について

１　概要

平成 28 年 3 月に策定した君津市地域公共交通網形成計画の推進にあたっては、事業の実施状況・導入効果及び目標指標の達成状況について、定期的に確認・評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行うＰＤＣＡサイクルに基づき進捗管理を行うものとしている。

本議題では、令和 5 年度の実施状況等について君津市地域公共交通網形成計画に掲載されている指標（「公共交通利用者数」、「市の公共交通に対する財政負担額」、「受益者負担割合」）及び事業の評価内容について本交通会議で協議するもの。

なお、過年度で事業が完了し、地域公共交通会議で承認を得たものについても「完了」評価で記載する。

２　評価基準

ア）指標評価

評価基準	評価
目標を達成している。	A
概ね目標達成が見込まれる。	B
目標達成に向けて一部課題がある。	C
このままでは目標達成は困難である。	D

イ）事業評価

評価基準	評価
事業が完了した。	完了
事業は順調に実施されている。	実施
事業の実施・進捗状況には一部課題がある。	一部実施
事業を実施していない。	未実施

３　評価スケジュール

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
評価方法	利用者数	●	●	●	●	●	●	●	●
	財政負担額	●	●	●	●	●	●	●	●
	利用者アンケート				○			●	
	市民アンケート調査							●	
事業実施の評価		●	●	●	●	●	●	●	●
計画の評価								●	
計画･目標値の見直し					○			☆	☆
地域公共交通会議の開催		●	●	●	●	●	●	●	●

凡例　●：実施　○：必要に応じて実施　☆：次期計画の検討

４　指標評価一覧

評価指標	指標の定義	目標値（R5）	実績値（R5）	評価
公共交通利用者数	高速バス利用者数（君津市内バス停の利用者数）	781,300 人	536,732 人	B
	路線バスの利用者数（補助路線）	755,200 人	639,921 人	B
	コミュニティバスの利用者数	240,000 人	218,854 人	B
	デマンドタクシーの利用者数	20,000 人	12,674 人	B
	デマンドタクシーの観光利用客数（利用登録がない方の利用）	600 人	1,145 人	A

※目標値に達していない指標については、令和元年度前までは目標値を超える又は目標値に近い実績値であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に２～７割程度減少している。その後は、復調傾向にあるが、外的要因による大幅な減少の影響を考慮する必要があるため、令和２年度実績値からの伸び率を踏まえ、Ｂ評価とした。

市の公共交通に対する財政負担額	路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシーの運行に要する市の財政負担額	137,966 千円以内	215,892 千円	C

※計画期間の中においては、目標値を達成する年度が複数回あったものの、運転手の人件費や燃料費等の高騰により運行経費が増加傾向にある等、計画策定時に想定していなかった外的要因を考慮する必要があるため、Ｃ評価とした。

受益者負担割合	コミュニティバスの収支率	50%	19.0%	C
	デマンドタクシーの収支率	25%	7.5%	C

※平成３０年度までは、増減があるものの概ね横ばいで推移しており、目標値に対し、５～８割程度の実績値であった。収支率を収入と支出に分けて分析すると、収入は増加しているものの、運転手の人件費や燃料費等の高騰により運行経費が増加しているため、低調な結果となっている。これは、計画策定時に想定していなかった外的要因であり、一定程度考慮する必要があるため、Ｃ評価とした。

5　事業評価一覧

No.	事業名	評価
1	鉄道の利便性向上	－
	ア　鉄軌道の維持・確保・運行サービスの向上及び要望活動	実施
	イ　久留里線沿線地域における利用促進活動	実施
2	高速バスの利便性向上	－
	ア　高速バスの増便・新規路線の運行	実施
3	路線バスの運行サービス改善・運行見直し	－
	ア　交通結節点における乗り継ぎダイヤの見直し	実施
	イ　ＩＣカードの導入による利便性の向上	一部実施
	ウ　路線の再編を含めた運行の見直し	実施
	エ　ホームページ等における利用者に分かりやすい情報提供	実施
4	コミュニティバスの運行サービスの改善・運行見直し	－
	ア　交通結節点における乗り継ぎダイヤの見直し	実施
	イ　事業性の高い路線の自主運行化	一部実施
	ウ　コミュニティバスの運行形態の統一	完了
	エ　受益者負担の見直し	未実施
5	デマンドタクシーの運行サービスの改善・運行見直し	－
	ア　効率的な配車や乗合い乗車の推進	実施
	イ　受益者負担の見直し	未実施
	ウ　回数乗車券の導入	完了
6	交通結節点の強化及び待合環境の整備	－
	ア　君津駅北口のバス停上屋の整備	完了
	イ　君津バスターミナルの機能強化	完了
7	バス車両のバリアフリー	－
	ア　低床バスの導入促進	一部実施
8	地域住民主体による持続可能な運行を支える協働の取組	－
	ア　支援制度の構築	完了
9	多様な運賃制度の導入	－
	ア　乗り継ぎ割引運賃の設定、企画切符の販売	実施
10	利用促進策による潜在需要の掘り起こし	－
	ア　公共交通マップの作成、モビリティマネジメント、お出かけ支援プログラム、公共交通イベントの開催、ラッピング車両の運行、観光客を対象とした公共交通のＰＲ	実施

評価指標の達成状況

1　公共交通利用者数

評価指標	高速バス利用者数 （君津市内バス停の利用者数）		
計画策定時（H26）	目標値（R5）	実績値（R4）	実績値（R5）
758,533人	781,300人	455,278人	536,732人

評価	B
概況及び今後の取組	高速バスの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度に大きく減少したが、令和5年度は前年度と比べ約8万人増加しており、回復傾向にある。 引き続き、利用状況やニーズに合わせて運行ダイヤ等を調整するとともに、高速バス通学者への支援等を実施し、利用促進を図る。

内訳	R3	R4	R5
君津～東京線	266,209人	369,671人	427,825人
君津～羽田空港線	23,686人	14,838人	18,171人
館山・君津～横浜駅・羽田空港線	15,528人	31,578人	37,057人
鴨川～東京線	8,954人	12,197人	13,630人
鴨川～千葉線	6,932人	8,183人	12,120人
館山～新宿線 ※R3年7月～君津BTに乗り入れ	5,814人	18,577人	27,122人
君津～京都・大阪線 ※R3年12月～運行開始 ※R5年2月～3月の間運休	274人	234人	807人
君津～新宿線 ※R2年4月13日から運休			
鴨川～渋谷線 ※R2年5月から6月及び10月以降運休			

評価指標	路線バスの利用者数（補助路線）		
計画策定時（H26）	目標値（R5）	実績値（R4）	実績値（R5）
746,176人	755,200人	599,423人	639,921人

評価	B
概況及び今後の取組	路線バスの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度に大きく減少したが、令和5年度は前年度と比べ約4万人増加しており、回復傾向にある。 引き続き、利便性の向上に努め、バスの乗り方教室の実施や公共交通の利点を市ホームページ等で周知するなど公共交通の利用促進を図る。

内訳	R3	R4	R5
三島線	27,211人	29,921人	31,900人
畑沢線	43,691人	51,398人	50,445人
富津線	138,143人	143,445人	149,279人
木更津・鴨川線	25,892人	29,602人	31,901人
周西線	55,673人	61,980人	69,918人
君津市内循環線	181,528人	193,351人	204,820人
高倉アカデミア線	30,163人	39,075人	47,791人
鹿野山線	9,495人	9,298人	9,299人
イオンモール富津線	22,847人	25,507人	26,773人
富津市役所・君津駅線	15,117人	15,846人	17,795人

評価指標	コミュニティバスの利用者数		
計画策定時（H26）	目標値（R5）	実績値（R4）	実績値（R5）
238,732人	240,000人	208,327人	218,854人
評価	B		
概況及び今後の取組	コミュニティバスの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年度に大きく減少したが、令和5年度は前年度と比べ約1万人増加しており、回復傾向にある。 引き続き、利便性の向上に努め、バスの乗り方教室の実施や公共交通の利点を市ホームページ等で周知するなど公共交通の利用促進を図る。		

内訳	R3	R4	R5
小糸川循環線	141,894人	154,563人	163,776人
人見・大和田・神門線	29,859人	34,993人	35,654人
中島・豊英線	17,723人	18,771人	19,424人

評価指標	デマンドタクシーの利用者数		
計画策定時（H26）	目標値（R5）	実績値（R4）	実績値（R5）
16,268人	20,000人	11,146人	12,674人
評価	B		
概況及び今後の取組	デマンドタクシーの利用者数は、前年度と比べ約1,500人増加している（新型コロナウイルスワクチン接種支援事業（公共交通利用券の配布）の効果もある。）。 今後は君津市地域公共交通計画に基づき、デマンドタクシーの効率的な運行に向けて、運行方法等を検討するとともに乗合交通の特性を周知し、一人でも多く利用出来るようにする。		

評価指標	デマンドタクシーの観光利用客数 （利用登録がない方の利用）		
計画策定時（H26）	目標値（R5）	実績値（R4）	実績値（R5）
451人	600人	969人	1,145人
評価	A		
概況及び今後の取組	デマンドタクシーの観光利用客数（利用登録がない方の利用）は、前年度と比べ176人増加し、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少していた観光利用客数は回復傾向にある（ピーク値：1,267人）。 市のSNS等を活用して観光客に情報発信するなど、引き続き積極的な周知に取り組んでいく。		

2 市の公共交通に対する財政負担額

評価指標	路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシーの運行に要する市の財政負担額		
計画策定時（H26）	目標値（R5）	実績値（R4）	実績値（R5）
137,966千円	現況の負担額の範囲内	194,503千円	215,892千円

評価	C
概況及び今後の取組	各交通モードの利用者数は前年度と比べ増加しているものの、運転手の人件費や燃料費の高騰などの理由から運行経費が増加傾向にあり、市の財政負担額が増加している。 今後は、路線再編や受益者負担の見直しなどにより、財政負担の最適化を図る。

内訳		R3	R4	R5
コミバス等	小糸川循環線	39,908,192円	39,517,646円	43,819,339円
	人見・大和田・神門線	19,962,804円	19,820,340円	19,716,567円
	中島・豊英線	46,582,680円	46,701,836円	47,239,334円
	デマンドタクシー	36,308,276円	36,626,500円	36,290,868円
路線バス	三島線	1,476,855円	3,502,687円	5,872,826円
	畑沢線	670,174円	1,306,004円	2,355,901円
	富津線			
	木更津・鴨川線	5,919,177円	7,206,402円	5,604,801円
	周西線	18,311,602円	16,569,116円	19,312,336円
	君津市内循環線	2,364,650円	17,735,037円	28,672,220円
	高倉アカデミア線	56,939円	126,089円	210,712円
	鹿野山線	875,163円	825,110円	1,006,078円
	イオンモール富津線	891,321円	537,609円	1,121,736円
	富津市役所・君津駅線	4,093,012円	4,028,177円	4,669,628円

３ 受益者負担割合

評価指標	コミュニティバスの収支率		
計画策定時（H26）	目標値（R5）	実績値（R4）	実績値（R5）
35.2%	50.0%	18.4%	19.0%

評価	C
概況及び今後の取組	コミュニティバスの利用者数は、回復傾向にあり、運賃収入も増加しているが、収支率を大きく改善できるほどの増加ではなく、その一方、経費については前年度と概ね同額であるため、収支率は低迷している。 今後は、交通事業者と連携し、路線再編を含む運行の見直しを行うほか、受益者負担の見直しを検討します。

内訳	R3	R4	R5
小糸川循環線	31.3%	32.1%	32.1%
人見・大和田・神門線	13.4%	14.0%	14.5%
中島・豊英線	4.4%	4.1%	3.9%

評価指標	デマンドタクシーの収支率		
計画策定時（H26）	目標値（R5）	実績値（R4）	実績値（R5）
14.2%	25.0%	6.6%	7.5%

評価	C
概況及び今後の取組	デマンドタクシーの利用者数は、回復傾向にあり、運賃収入も増加しているが、収支率を大きく改善できるほどの増加ではなく、その一方、経費については前年度と概ね同額であるため、収支率は低迷している。 今後は、交通事業者と連携し、運行の効率化を図るとともに、受益者負担の見直しを検討します。

事業の実施状況

事業1	鉄道の利便性向上
ア	**鉄軌道の維持・確保・運行サービスの向上及び要望活動**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○			→	→	→	→	→	→	→	→

概　　要

JR内房線及び久留里線の運行を維持・確保するとともに、JR久留里線における交通系ICカードの導入など利用者にとって利用しやすい運行サービスの提供など鉄道事業者への要望を継続する。

取 組 状 況

○主な要望事項
JR内房線
・運行本数の維持、ワンマン運転化に伴う安全管理の徹底及び障害者・高齢者への配慮。
・B.B.BASE鹿野山の定期運行、特急列車内でのテレワーク環境の整備。
・通勤時間帯の着席サービスの向上。
・君津駅におけるホームへ連絡するエスカレーターの運用再開。
JR久留里線
・運行本数の維持、ワンマン運転化に伴う安全管理の徹底及び障害者・高齢者への配慮。
・災害等による運休からの早期運転再開、菜久留トレインの定期運行、ICカード利用への対応。
・車両とホームとの段差解消、全ての踏切への警報機及び遮断機の設置。

千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じて鉄道事業者に対して上記の要望を行った。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、利用者の利用状況及び利用者ニーズ等に合わせて運行ダイヤ等を調整し、更なる利便性の向上を図る。

事業1	鉄道の利便性向上
イ	**久留里線沿線地域における利用促進活動**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○	○		→	→	→	→	→	→	→	→

概　　要

久留里線沿線の豊富な観光資源を活かし、各種イベントの開催や環境美化活動など地域及び沿線市とも連携しながら利用促進を図る。

取 組 状 況

JR久留里線の沿線市（君津市、木更津市、袖ケ浦市）、千葉県及びJR東日本千葉支社の5者が連携し、久留里線の利用促進及び沿線地域の活性化を図った。
小学生向けの乗車体験のほか、沿線の店舗と連携し、地酒等を楽しむイベントを実施するなど、JR久留里線の利用促進に取り組むとともに、沿線地域の活性化に向けた交流人口の増加に努めた。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、JR久留里線活性化協議会等を通じて各種イベントの実施や環境美化活動など関係者と連携しながら利用促進を図る。

事業2	高速バスの利便性向上
ア	**高速バスの増便・新規路線の運行**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○			→ 可能な段階で実施							

概　　要

東京湾アクアライン等を経由して都心などの主要都市を結ぶ高速バスは、市民や対岸からの来訪者の交通手段として重要な役割を果たしている。より利便性を高めるため、利用ニーズの高い路線の増便や新たな方面への路線の運行について高速バス運行事業者に要望し、実現を目指す。

取 組 状 況

君津東京線の利便性を高めるため、次のとおり運行した。
平日：通勤通学の方の利用ニーズに合わせダイヤを調整
休日：観光などの需要に合わせ、東京駅から大型ショッピング施設への乗り入れを増便

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、利用者の利用状況及び利用者ニーズ等に合わせて運行ダイヤ等を調整し、更なる利便性の向上を図る。

事業3	路線バスの運行サービスの改善・運行見直し
ア	**交通結節点における乗り継ぎダイヤの見直し**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○			→ 関係機関との調整により、随時実施							

概　　要

君津駅や君津バスターミナルなどの交通結節点における鉄道や高速バス、コミュニティバスとの乗り継ぎダイヤの調整を行う。

取 組 状 況

令和6年3月のJR東日本のダイヤ改正を受け、関係する路線バスに係るダイヤ改正の有無を確認。現行ダイヤに影響がないことからダイヤ改正を見送った。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、鉄道駅や主要なバス停等において、異なる交通手段同士の乗り継ぎ時間を短縮させるために運行ダイヤを調整し、利便性の向上を図る。

事業3	路線バスの運行サービスの改善・運行見直し
イ	**ICカードの導入による利便性の向上**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
一部実施		○			→----							

概　　要

市民の日常生活の移動を支える地域内交通の幹線となる路線バスの利便性を向上させるため、ICカードの導入を行う。

取 組 状 況

市内を運行している路線バス（12路線）のうち、11路線にICカードが導入されており、利用者の6割程度にICカードの利用実績がある。交通事業者の整備スケジュールに基づき、令和6年度中に市内を運行する全線にIC対応を行う予定。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、ICカードによる決済の拡充に加え、必要に応じてクレジットカードやQR決済等の導入について検討する。

事業3	路線バスの運行サービスの改善・運行見直し
ウ	**路線の再編を含めた運行の見直し**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○	○	○	→ 可能な段階で実施							

概　　要

広大な市域をカバーする路線について、効率よくかつ利用者のニーズに合った運行とするため、路線の再編を含めた運行の見直しを実施していくもの。

取 組 状 況

路線再編による、効率的で利便性の高い路線となるよう交通事業者と連携して協議を進めた。また、これまで協議していた周西線については、令和5年9月より清和地域までの路線延長が実現した。
その他、千葉県バス対策地域協議会を通じて、木更津市、富津市、君津市及び交通事業者による生産性向上に係る取組について協議を行った。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、市内の公共交通ネットワークの最適化を目的に、利用者ニーズや事業採算性を踏まえ、運行路線の再編を検討・実施する。

事業3	路線バスの運行サービスの改善・運行見直し
エ	**ホームページ等における利用者に分かりやすい情報提供**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○			→							

概　　要

市のホームページ等において、路線バスのダイヤ改正、運行経路及び時刻表等について、利用者に分かりやすい情報提供を行う。

取 組 状 況

公共交通の運行情報などを市のホームページやLINE、メール配信等の多様な媒体を用いて、公共交通利用者に提供した。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、市広報やSNS等を活用して、公共交通の利用促進に向けたわかりやすい情報発信を実施する。

事業4	コミュニティバスの運行サービスの改善・運行見直し
ア	**交通結節点における乗り継ぎダイヤの見直し**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○			→ 関係機関との調整により、随時実施							

概　　要

鉄道や高速バス、路線バスとの乗り継ぎダイヤを調整し、各交通モードと連携することで利用者の増加を図る。

取 組 状 況

交通結節点の君津駅において電車との乗り継ぎを考慮し、接続が10分以内となるようコミュニティバス小糸川循環線のダイヤ改正を実施した。結果として、接続が10分以内となる便数が23便から26便に増加した。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、鉄道駅や主要なバス停等において、異なる交通手段同士の乗り継ぎ時間を短縮させるため、運行ダイヤを調整し、利便性の向上を図る。

事業4	コミュニティバスの運行サービスの改善・運行見直し
イ	**事業性の高い路線の自主運行化**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
一部実施	○	○			→ 可能な段階で実施							

概　　要

市が運行しているコミュニティバス路線で、ある程度事業性の高い路線について、路線バスとして民間バス事業者による運行可能性を検討する。

取 組 状 況

コミュニティバスの自主運行化は、運転手不足の深刻化等、公共交通を取り巻く環境の変化から困難と判断し、コミュニティバスを含めた路線再編に向けて交通事業者と協議した。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、市内の公共交通ネットワークの最適化を目的に、利用者ニーズや事業採算性を踏まえ、運行路線の再編を検討・実施する。

事業4	コミュニティバスの運行サービスの改善・運行見直し
ウ	**コミュニティバスの運行形態の統一**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
完了	○	○			→ 関係機関との調整		→ 実施					

概　　要

運行上の安全管理の観点等からコミュニティバスの運行形態を一般乗合旅客運送事業に統一する。

取 組 状 況

令和2年12月1日からコミュニティバス人見・大和田・神門線及び中島・豊英線3路線の運行形態を道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業に変更し、コミュニティバス3路線すべての運行形態が統一された。

今 後 の 方 針

事業4	コミュニティバスの運行サービスの改善・運行見直し
エ	**受益者負担の見直し**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
未実施	○		○		→関係機関との調整		→実施					

概　　要

市民負担の公平性の観点や路線バスの運賃体系を考慮し、受益者負担の見直しを行う。

取 組 状 況

路線再編を含むバス路線の見直しと合わせ、受益者負担の見直しを検討しているため、未実施。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、交通事業者と連携し、運行方法や路線再編も含む運行の見直しと合わせ、受益者負担の見直しを検討する。

事業5	デマンドタクシーの運行サービスの改善・運行見直し
ア	**効率的な配車や乗合い乗車の推進**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○	○		→							

概　　要

広いエリアを限られた車両で運行しているため、効率的な配車や乗合い乗車の推進などにより、利用者の増加を図る。

取 組 状 況

予約状況に応じて可能な限りオペレーターが調整し、効率的な配車に努めた。一方で、利用が集中する時間があり、予約が重なり、１日に２～３件程度断っている状況がある。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、デマンドタクシーの効率的な運行に向けて、運行方法等を検討するとともに乗合交通の特性を周知し、一人でも多く利用出来るようにする。

事業5	デマンドタクシーの運行サービスの改善・運行見直し
イ	**受益者負担の見直し**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
未実施	○		○		→関係機関との調整		→実施					

概　　要

市民負担の公平性の観点から受益者負担の見直しを行う。

取 組 状 況

コミュニティバスの受益者負担の見直しと合わせ、デマンドタクシーの受益者負担を見直す予定のため未実施。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、交通事業者と連携し、運行方法や路線再編も含む運行の見直しと合わせ、受益者負担の見直しを検討する。

事業5	デマンドタクシーの運行サービスの改善・運行見直し
ウ	**回数乗車券の導入**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
完了	○				→関係機関との調整		→実施					

概　　要

コミュニティバス利用者との公平性の観点から回数乗車券の導入等により利便性の向上を図る。

取 組 状 況

コミュニティバス・デマンドタクシー共通回数乗車券を作成し、平成30年4月から実施している。

今 後 の 方 針

事業6	交通結節点の強化及び待合環境の整備
ア	**君津駅北口のバス停上屋の整備**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
完了	○				→							

概　　要

君津駅北口について、バス停の上屋を整備し、利用環境の向上を図る。

取 組 状 況

君津駅北口のバス停の上屋を整備し、鉄道、バス、タクシーへの乗り換え時の快適性が向上し、交通結節点としての機能向上が図られた。

今 後 の 方 針

事業6	交通結節点の強化及び待合環境の整備
イ	**君津バスターミナルの機能強化**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
完了	○	○			→ 可能な段階で実施							

概　　要

君津バスターミナルにおいては、バス停の上屋、ベンチ、待合所及び公衆無線LAN（Wi－Fi）が整備され、また高速バス利用のためのパーク＆ライド駐車場が整備されている。今後は、より利用しやすい環境を提供するために、高速バス・路線バス・コミュニティバスの乗り継ぎ利便性の向上を図り、ハブ＆スポーク方式（1つの拠点に路線を集約し、そこから各方面の路線に乗継できるようにする方式）の導入など新たな運行方式の検討を行う。

取 組 状 況

平成31年4月より、駐車料金の支払いがICカードでも可能となり、駐車場の利便性が向上した。
令和元年には歩行者通路の舗装や防護柵の修繕等を行った。
君鴨ライナーの運行ダイヤを編成する際に、君津バスターミナルでの高速バスとの乗継時間を考慮し、乗り継ぎ利便性の向上を図った。

今 後 の 方 針

事業7	バス車両のバリアフリー
ア	**低床バスの導入促進**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
一部実施	○	○			→	→	→	→	→	→	→	→

概　　要

子どもや妊産婦、高齢者等が乗降しやすいように、低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入を促進する。

取 組 状 況

市内で路線バスを運行している交通事業者に対し、低床バスの導入を呼びかけた。
現在、全110台のうち101台（91．8%）が低床バスである。（令和6年3月末時点）
引き続き、車両更新の際に低床バスを導入する。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、子どもや妊産婦、高齢者、車いす利用者等が乗降しやすいよう、低床バス（ノンステップ、ワンステップバス）の導入を推進する。

事業8	地域住民主体による持続可能な運行を支える協働の取組
ア	**支援制度の構築**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
完了	○	○	○	○	→ 制度・支援メニューの検討	→	→	→	→	→ 可能な段階で実施	→	→

概　　要

公共交通を持続可能なものにしていくためには、行政や交通事業者だけではなく、地域（住民）自らが公共交通を創り・守り・育てる選択肢もある。
そのため、新たな地域におけるコミュニティバスやデマンドタクシーの運行については、地域が主体となり、地域に必要な公共交通のあり方を検討し、地域自らが移動手段を確保する取組を促進していくための仕組みの構築を検討する。
また、地域が主体となった取組をサポートする行政の支援制度を検討し、行政・交通事業者・市民の役割分担のもと協働による取組を推進する。

取 組 状 況

地域主体の交通の導入に向けて、清和地区の住民及び当該地区で活動するNPO法人2団体と意見交換を行うとともに、地域主体の交通の導入に係る調査研究費に対する補助金制度を創設した。

今 後 の 方 針

事業９	多様な運賃制度の導入
ア	**乗り継ぎ割引運賃の設定、企画切符の販売**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○			→ 可能な段階で実施							

概　　要

バスからバスへの乗り継ぎに係る運賃に対する抵抗を軽減するために、乗り継ぎ割引運賃等について、導入を検討する。
また、公共交通の利用促進と地域の活性化を図るため、市内の観光事業者・商業事業者等との連携により、公共交通の利用に付加価値を付けた企画切符の販売などを検討する。

取 組 状 況

イオンモール木更津で買い物した方や運転免許証を警察に返納した65歳以上の方などを対象とした運賃の割引サービスを実施している。

今 後 の 方 針

引き続き、乗り継ぎに係る割引運賃等の導入や企画切符の販売などについて検討する。

事業１０	利用促進による潜在需要の掘り起こし
ア	**公共交通マップの作成、モビリティマネジメント、お出かけ支援プログラム、公共交通イベントの開催、ラッピング車両の運行、観光客を対象とした公共交通のPR**

実施状況	実施主体				実施年次							
	君津市	交通事業者	市民（地域住民）	その他関係主体	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施	○	○			→ 可能な段階で実施							

概　　要

過度な自家用車の利用を抑制し、公共交通への利用転換を図るため、バス路線の運行ルートや乗り方案内を記載した公共交通マップ等を作成し、利用啓発及び潜在需要の掘り起こしを図る。

取 組 状 況

市広報紙（３月号）に路線バスの利用を促す記事を掲載するとともに、市ホームページ等でも公共交通に関する情報を随時掲載した。
君津の魅力をラッピングした高速バスを運行し、都心部に居住・通勤する方をターゲットに君津市及び交通アクセスのPRを行った。

今 後 の 方 針

君津市地域公共交通計画に基づき、モビリティマネジメントを通じて「過度な」自動車依存から、公共交通を「適度に、かしこく」利用する状態へ市民の自発的な変容を促すとともに、市民一人ひとりが公共交通を継続的に利用することで公共交通を支えているという意識の醸成を深めていく。

君津市地域公共交通網形成計画の評価

（1）地域公共交通網形成計画の計画目標、評価指標、実施事業

平成 28（2016）年 3 月に策定した君津市地域公共交通網形成計画には 6 つの計画目標が掲げられており、それを実現するための 10 の実施事業が位置づけられています。

また、計画目標の達成度を評価するため、8 つの評価指標が設定されています。

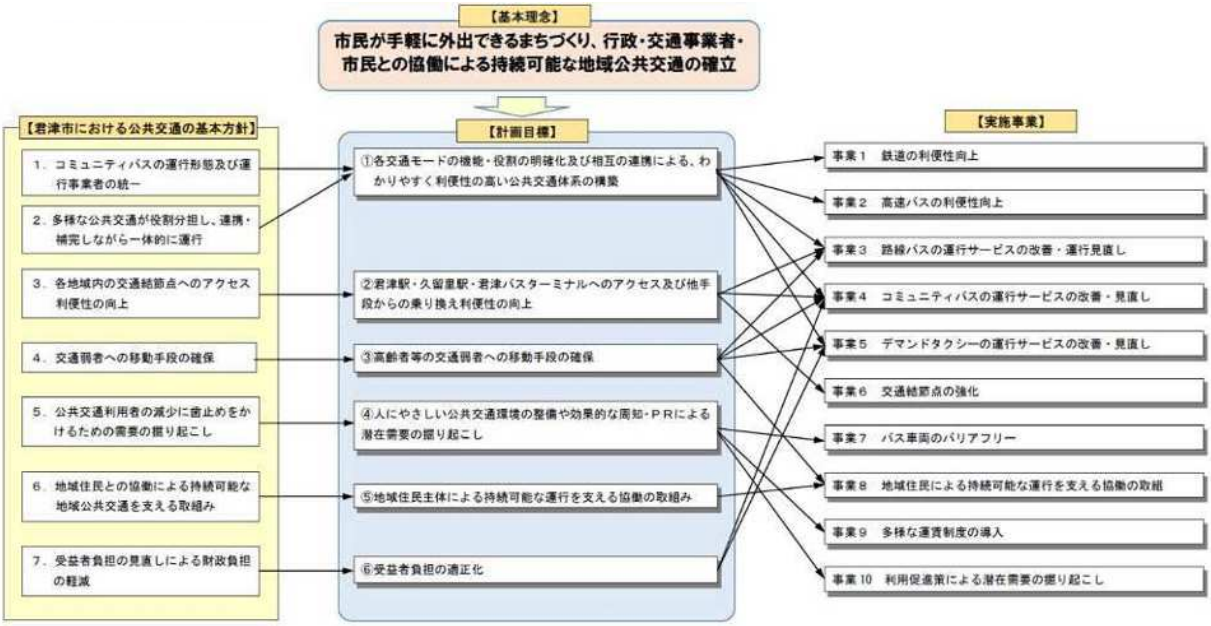

図 2-23 地域公共交通網形成計画の計画目標と実施事業

出典：君津市地域公共交通網形成計画

（2）計画目標の達成状況

各計画目標に対する達成度の評価を以下のとおり整理します。

計画目標	達成状況（◎：達成、○：一部達成、△：未達成）
計画目標① 各交通モードの機能・役割の明確化及び相互の連携による、わかりやすく利便性の高い公共交通体系の構築	○鉄道、高速バス、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーの各モードの利便性向上、運行改善・見直しは実施中で、目標も概ね達成 △路線バス・デマンドタクシーの利用者数は未達成
計画目標② 君津駅・久留里駅・君津バスターミナルへのアクセス及び他手段からの乗り換え利便性の向上	○路線バス、コミュニティバスの運行改善は実施中、交通結節点の強化は完了しており、目標も一部達成 △路線バス・デマンドタクシーの利用者数、公共交通満足度は未達成
計画目標③ 高齢者等の交通弱者への移動手段の確保	◎地域主体の交通への支援制度の構築は完了 ○路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーの各モードの運行改善は実施中 △公共交通の満足度や地域主体の協働の取組は未達成
計画目標④	○バス車両のバリアフリー化、割引運賃の導入、利用促進は実

人にやさしい公共交通環境の整備や効果的な周知・PR による潜在需要の掘り起こし	施中で、目標も概ね達成 △路線バス・デマンドタクシーの利用者数は未達成
計画目標⑤ 地域住民主体による持続可能な運行を支える協働の取組み	◎地域主体の交通への支援制度の構築は完了 △公共交通の満足度や地域主体の協働の取組は未達成
計画目標⑥ 受益者負担の適正化	◎コミュニティバス、デマンドタクシーの財政負担の軽減は達成 〇コミュニティバス、デマンドタクシーの運行改善は実施中 △収支率は未達成

（3）地域公共交通網形成計画の評価結果（課題）

1） 利便性の高い公共交通体系の構築

・ 鉄道、高速バスの利便性向上、路線バス、コミュニティバス、デマンドタクシーの運行改善などの取組については継続して実施しているものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったことから、利用者数は目標値には届かず、利便性の高い公共交通体系の構築に向けた継続的な取組が必要です。

2） 交通結節点アクセス及び乗り換え利便性の向上

・ 路線バスの乗り継ぎダイヤの見直しや乗り継ぎ割引運賃、君津バスターミナルの機能強化などの取組を実施しているものの、交通結節点へのアクセス及び乗り換え利便性の向上に向けた継続的な取組が必要です。

3） 高齢者等の交通弱者への移動手段の確保

・ 低床バスの導入については目標値を達成しているものの、デマンドタクシーの効率的な配車など高齢者等の交通弱者への移動手段の確保に向けた継続的な取組が必要です。

4） 人にやさしい公共交通環境の整備や効果的な周知・PR

・ IC カードの導入やホームページ等におけるわかりやすい情報提供などの取組を実施しているものの、公共交通の利用者数は減少しているため、人にやさしい公共交通環境の整備や効果的な周知・PR による潜在需要の掘り起こしなどの取組が必要です。

5） 地域住民主体の新たな地域公共交通の導入に向けた取組み

・ 住民との協働による持続可能な公共交通を導入するための支援制度を構築し、地域主体の交通の導入に向けて協議を行ったものの、運行まで至っていないため、引き続き地域住民主体の新たな地域公共交通の導入に向けた取組の推進が必要です。

6） 受益者負担の適正化

・ コミュニティバスやデマンドタクシーの受益者負担の見直しは社会情勢の著しい変化もあり、未実施でした。収支率も低調であるため、受益者負担の適正化に向けた継続的な取組が必要です。

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策1　拠点間をむすぶ移動手段の確保
事　業　名	事業①　鉄道・高速バス等の利便性の向上
取　組　概　要	利用者の利用状況及び利用者ニーズ等に合わせて運行ダイヤ等を調整し、更なる利便性の向上を図る
実　施　主　体	君津市、交通事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	利用状況やニーズから運行ダイヤの見直しを継続的に実施						

令和６年度 取　組　内　容	・駅やバス停における利用状況を把握するとともに、利用状況に応じたダイヤを調整する。 ・地域と連携し学校行事やイベントに対応するため、必要に応じて編成増強や臨時列車を運行する。
令和６年度 取　組　実　績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策1　拠点間をむすぶ移動手段の確保
事　業　名	事業②　バス路線の再編等
取　組　概　要	取組1 市内の公共交通ネットワークの最適化を目的に、利用者ニーズや事業採算性を踏まえて運行路線の再編を検討・実施します。 特に、以下の路線については路線再編を含めた運行の見直しを検討します。 ・君津市内循環線、コミュニティバス小糸川循環線 ・周西線、コミュニティバス中島・豊英線 取組2 路線バスは、自治体や事業者の運行努力だけでは路線の維持が困難であり、地域公共交通確保維持事業により、今後も運行を確保・維持するとともにバス事業の活性化を促進します。
実　施　主　体	君津市、交通事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	取組1						
	先行的に選定する2路線から検討を具体化し、さらに路線再編が必要となる路線の検討条件等を検討			その他の路線について、路線再編の必要性・再編内容を具体化し、適宜実施			
	取組2						
	地域公共交通確保維持事業を活用しながら、継続的に路線バスを維持し、活性化を促進						

令和6年度 取組内容	・周西線、コミュニティバス中島・豊英線について、路線再編を含めた運行内容の見直しの方向性を整理し、地域と意見交換を行う。 ・君津市内循環線、コミュニティバス小糸川循環線の乗降調査を実施するなど利用状況を把握する。 ・地域公共交通確保維持事業を活用しながら、路線バスの運行を確保・維持する。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A:十分に取組を実施することができた　／B:おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C:十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策1　拠点間をむすぶ移動手段の確保
事　業　名	事業③　ファースト・ラストワンマイルに対応した移動手段の検討
取　組　概　要	個人の移動に対応した交通手段として、シェアモビリティ やレンタ・シェアサイクル等の導入を検討し、実施します。
実　施　主　体	君津市、観光協会、商工会議所、交通事業者、民間事業者、市民

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	導入区域及び運行手段・形態の調査・検討		関係者協議（事業者・地区住民等）を実施し、必要に応じて実証実験等を企画・実施し、実現可能性を検証し、本格運行の可否を判断				

令和６年度 取組内容	・地域特性に応じてどのような運行手段・形態が望ましいのか整理する。
令和６年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策1　拠点間をむすぶ移動手段の確保
事　業　名	事業④　地域が主体となった移動支援策の検討
取　組　概　要	鉄道駅や主要なバス停等までの交通手段を確保するために、自家用有償旅客運送等の活用を見据えながら検討し、必要に応じて実施します。
実　施　主　体	君津市、市民

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	導入区域及び運行手段・形態の調査・検討		地元協議を実施し、必要に応じて実証実験等を企画・実施し、実現可能性を検証し、本格運行の可否を判断				

令和6年度取組内容	・ファースト・ラストワンマイルに対応した移動手段の検討と合わせ、地域特性に応じてどのような運行手段・形態が望ましいのか整理する。
令和6年度取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策2　交通結節点等の機能強化
事　業　名	事業①　交通結節点等における利便性向上に向けた運行ダイヤの調整
取　組　概　要	鉄道駅や主要なバス停等において異なる交通手段同士の乗り継ぎ時間を短縮させるために運行ダイヤを調整し、利便性の向上を図ります
実　施　主　体	君津市、交通事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	利用状況やニーズから運行ダイヤの継続的な見直しを実施						

令和6年度取組内容	・君津駅と君津バスターミナルにおける交通モード間の乗り継ぎを円滑にするため、交通事業者間で連携し、運行時刻の調整を行う。
令和6年度取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策2　交通結節点等の機能強化
事　業　名	事業②　待合環境の充実
取　組　概　要	鉄道駅や主要なバス停において、利用者ニーズに合った待合環境の充実を図ります。 ・ベンチの設置 ・バス停の共同化 ・情報案内表示のデジタル化・多言語化・共同化 ・バス停ナンバリングの検討 ・待合環境のユニバーサルデザイン化　等
実　施　主　体	君津市、交通事業者、民間事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	機能拡充するバス停の優先順位・整備内容の検討	検討結果を踏まえて、順次整備を実施し、整備箇所・内容の再検討					

令和6年度 取　組　内　容	・機能強化する利用状況を踏まえバス停の優先順位を整理する。
令和6年度 取　組　実　績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策2　交通結節点等の機能強化
事　業　名	事業③　ファースト・ラストワンマイルに対応した移動手段の検討＜再掲＞
取　組　概　要	個人の移動に対応した交通手段として、シェアモビリティ やレンタ・シェアサイクル等の導入を検討し、実施します。
実　施　主　体	君津市、観光協会、商工会議所、交通事業者、民間事業者、市民

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	導入区域及び運行手段・形態の調査・検討		関係者協議（事業者・地区住民等）を実施し、必要に応じて実証実験等を企画・実施し、実現可能性を検証し、本格運行の可否を判断				

令和６年度 取　組　内　容	・地域特性に応じてどのような運行手段・形態が望ましいのか整理する。
令和６年度 取　組　実　績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた
／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策3　公共交通サービスの向上
事　業　名	事業①　ICカードの利用促進やキャッシュレス決済の検討
取　組　概　要	現金以外での料金決済手段の拡充に向けて、これまで導入促進しているICカードによる決済の拡充に加えて、必要に応じてクレジットカードやQR決済等の料金決済手段の導入について検討します。
実　施　主　体	交通事業者、民間事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	ICカード決済未実施路線での導入を実施						
	現金・ICカード決済以外の決裁手段の導入の実現可能性を調査・検討			検討結果を踏まえて、継続的に事業者と検討・調整し、必要に応じて実施			

令和6年度 取組内容	・ICカード決済が導入できていないバス路線に対してICカード決済端末を導入する。 ・路線バスやタクシーにおける現金、ICカード決済以外の決済手段の導入可能性について調査する。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策3　公共交通サービスの向上
事　業　名	事業②　ユニバーサルデザインに対応した車両の導入推進
取　組　概　要	取組1 子どもや妊産婦、高齢者、車いす利用者等が乗降しやすいように、路線バスやコミュニティバスにおける低床バス（ノンステップバス、ワンステップバス）の導入を推進します 取組2 タクシーやデマンドタクシーの車両更新時にユニバーサルデザイン（UD）タクシーの導入を推進します。
実　施　主　体	君津市、交通事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	取組1 車両更新時に低床バス車両の導入を継続的に実施						
	取組2 車両更新時にユニバーサルデザイン車両の導入を継続的に実施						

令和6年度 取組内容	・路線バスは、令和7年度に低床バスを導入するよう準備を進める。 ・タクシー、デマンドタクシーは、車両更新時にユニバーサルデザインに対応した車両を導入する。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策3　公共交通サービスの向上
事　業　名	事業③　デマンドタクシーの効率的な配車・乗合乗車等の推進
取　組　概　要	デマンドタクシーの効率的な運行に向けて運行方法等を検討するとともに、乗合交通としての役割を担っていることの理解をさらに深め、一人でも多く利用できるようにします。なお、デマンドタクシーは、君津市内のフィーダー交通としての役割を担っており、今後も継続的に維持していく必要があります。自治体や事業者の運営努力だけでは系統の維持・確保が困難なことから、地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助）を活用するとともに、フィーダー交通の活性化を促進します。
実　施　主　体	君津市、交通事業者、市民

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	運行効率化に向けた運行方法の検討・事業者協議	検討結果を踏まえて、順次運行方法の見直し、必要に応じて、運行内容を継続的に実施しながら、活性化を促進					

令和6年度 取　組　内　容	・契約更新の時期を見据え、利用状況を把握する。 ・運行の効率化を図るため、乗合交通であることを周知し、乗合乗車を推進する。
令和6年度 取　組　実　績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策3　公共交通サービスの向上
事　業　名	事業④　電子定期券や企画切符等の多様な運賃制度の導入検討
取　組　概　要	取組1 デジタルデバイスの普及に伴い、電子定期券の導入を検討します。 取組2 バスからバスへの乗り継ぎにおける運賃抵抗を軽減するために、乗り継ぎ割引運賃の設定等の導入を検討します。 また、民間事業者とも連携し、公共交通の利用促進と地域の活性化を図るため、市内の観光事業者・商業事業者等との連携による公共交通の利用に付加価値を付けた企画切符の販売などを検討します。
実　施　主　体	君津市、交通事業者、民間事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
取組1							
電子定期券の導入可能性を交通事業者と検討・協議	検討結果を踏まえて必要に応じて実施						
取組2							
他分野連携の企画切符の企画内容を交通事業者と検討・協議	検討結果を踏まえて必要に応じて実施						

令和6年度 取組内容	・現在、紙媒体で運用している定期券の電子化について、検討する。 ・他自治体等で実施している企画切符に係る事例を調査し、導入の可能性について事業者と意見交換を実施する。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策3　公共交通サービスの向上
事　業　名	事業⑤　交通と他分野が連携した取組の検討
取　組　概　要	交通を地域のくらしと一体として捉え、地域公共交通の維持・活性化を目的に他分野と連携して、取組を検討する。
実　施　主　体	君津市、交通事業者、民間事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	他分野連携方策に向け、交通事業者と企画内容や実現可能性を検討・協議			検討結果を踏まえて必要に応じて実施			

令和6年度取組内容	・市内の移動販売車の利用状況など、買い物需要に対する移動販売の状況を整理する。
令和6年度取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策4　地域と一体となって交通を支える取組の推進
事　業　名	事業①　公共交通の利用促進
取　組　概　要	取組1 市広報やSNS等を活用して、公共交通の利用促進に向けたわかりやすい情報発信を実施します。 取組2 JR久留里線活性化協議会等を通じて各種イベントの実施や環境美化活動など関係者と連携しながら利用促進を図ります。
実　施　主　体	君津市、交通事業者、その他関係団体

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	取組1						
	公共交通の利用促進に向けた情報発信を継続的に実施						
	取組2						
	久留里線の観光利用及び沿線住民に対する利用促進を継続的に実施						

令和6年度 取組内容	・公共交通の運行情報や時刻表など、交通事業者とも連携し、市ホームページやSNS等を通じてわかりやすい情報発信を行う。 ・久留里線沿線で開催されるイベント（地域行事）や観光施設等と連携し、沿線地域への来訪及び久留里線の利用促進に資する取組を実施する。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施策	施策4　地域と一体となって交通を支える取組の推進
事業名	事業②　高齢者等への移動支援
取組概要	高齢者等に対して、通院や買物等の必要な外出の支援と社会参加の促進を図るために、公共交通機関による外出を支援します
実施主体	君津市、交通事業者

実施時期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	関係各課と連携して継続的に実施						

令和6年度取組内容	・他自治体における事例等を調査し、関係部署も交え、新たな支援制度を検討する。
令和6年度取組実績	

取組評価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特記事項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策4　地域と一体となって交通を支える取組の推進
事　業　名	事業③　モビリティ・マネジメントの推進
取　組　概　要	取組1 モビリティ・マネジメントを通じて「過度な」自動車依存から、公共交通を「適度に、かしこく」利用する状態へ市民の自発的な変容を促すとともに、市民一人ひとりが公共交通を継続的に利用することで公共交通を支えているという意識の醸成を深めていきます。 取組2 公共交通の乗り方教室や公共交通の広報活動を行い、公共交通に関する意識の醸成を図ることで、利用促進につなげます。
実　施　主　体	君津市、交通事業者、市民

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	取組1						
	利用促進に向けた意識醸成の取組内容を交通事業者と企画・協議・検討 → 検討結果を踏まえて、順次実施し、実施内容の再検討						
	取組2						
	公共交通の乗り方教室や公共交通の広報活動を継続的に実施						

令和6年度 取組内容	・公共交通を利用することの経済的なメリットの周知や乗り方教室等を実施し、「日頃から適度に公共交通を利用する意識」を醸成し、平時における公共交通の利用を促していく。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策4　地域と一体となって交通を支える取組の推進						
事　業　名	事業④　受益者負担の見直し						
取　組　概　要	公共交通の持続的な運行のために、交通事業者単独では事業採算が取れない一部路線に公費負担による補助金を活用しています。引き続き、交通事業者と連携して運行方法や路線再編も含む運行の見直しと合わせ、受益者負担の見直しを実施します。						
実　施　主　体	君津市、交通事業者、市民						
実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	利用実態を踏まえ、継続的に見直しを実施						

令和6年度 取組内容	・路線再編等による運行見直しの進捗に合わせ、受益者負担の見直しを検討する。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた
／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策4　地域と一体となって交通を支える取組の推進
事　業　名	事業⑤　公共交通の担い手確保
取　組　概　要	ハローワークや近隣自治体と連携して就職支援イベントを実施し、担い手の確保に努めます。
実　施　主　体	君津市、近隣自治体、交通事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	近隣自治体や交通事業者と連携して中長期的な取組の企画内容を協議・検討		近隣自治体や交通事業者と連携した担い手確保に向けた取組を中長期的に実施				

令和６年度 取　組　内　容	・ハローワーク、近隣自治体、交通事業者等と連携し、ドライバーの確保を目的とした就職支援イベントを実施する。
令和６年度 取　組　実　績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策5　公共交通のDX・GXの推進
事　業　名	事業①　オープンデータの利活用に向けた検討
取　組　概　要	取組1 民間の地図情報サービス等と連携した経路検索システムを通じて、移動できる選択肢の提供を目指します。その際にGTFS 化等の公共交通分野のオープンデータの利活用に向けた検討を行い、必要に応じて実施します。 取組2 移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行えるような活用等、取組の可能性を検討する。
実　施　主　体	君津市、交通事業者、民間事業者

実　施　時　期

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
取組1	情報収集・調査・導入方針（データの利活用方法・整備方法・スケジュール等）を検討	公共交通のオープンデータ化に向け交通事業者と連携して企画内容や実現可能性を検討・協議し、必要に応じて実施					
取組2	情報収集・調査し、導入方針（取組の方向性・スケジュール等）を検討	移動と関連サービスを組合せた取組に向け交通事業者と連携して企画内容や実現可能性を検討・協議し、必要に応じて実施					

令和6年度 取組内容	・路線バスデータのGTFS化に係る情報収集や調査を行い、オープンデータ化に向けた基礎を構築する（可能であれば、GTFSデータの作成や動作テスト等を行う。）。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策5　公共交通のDX・GXの推進
事　業　名	事業②　公共交通の自動運転技術導入に向けた検討
取　組　概　要	君津市は交通事業者や民間事業者と連携して、自動運転社会の到来に備え、公共交通への自動運転車両の導入に向けた課題や必要性等について調査・研究を進めます。
実　施　主　体	君津市、交通事業者、民間事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	情報収集・調査し、導入の可能性について検討			自動運転技術導入に向けた取組に向け交通事業者と連携して企画内容や実現可能性を検討・協議し、必要に応じて実施			

令和6年度取組内容	・ファースト・ラストワンマイルに対応した移動手段の検討と合わせ、地域特性に応じてどのような運行手段・形態が望ましいのか整理する。
令和6年度取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

君津市地域公共交通計画の取組管理シート（案）

施　　策	施策5　公共交通のDX・GXの推進
事　業　名	事業③　公共交通の運行車両の電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）への更新・導入検討
取　組　概　要	上位・関連計画に位置づけられている、「公共交通が排出する二酸化炭素排出量を削減」の達成に向けて、公共交通の車両更新時を中心に環境に優しい車両（電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV））に更新します。
実　施　主　体	君津市、交通事業者、民間事業者

実　施　時　期	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
	社会情勢や車両更新時期をみながら、交通事業者と連携して環境配慮車両導入方針（車両・スケジュール等）を検討	検討結果を踏まえて、交通事業者と連携して順次、環境配慮車両に更新					

令和6年度 取組内容	・先行事例を調査し、導入可能性について検討する。
令和6年度 取組実績	

取　組　評　価		評価理由	

（評価に当たっての留意事項）

A：十分に取組を実施することができた　／B：おおむね予定どおり取組を実施することができた　／C：十分な取組を実施することができなかった。

特　記　事　項	

路線バス周西線及びコミュニティバス中島・豊英線の再編の方向性について

１　概要

本市では、令和６年度からスタートした「君津市地域公共交通計画」において、市内の公共交通ネットワークの最適化を目的として、利用者ニーズや事業採算性を踏まえて、運行路線の再編を検討・実施することとしている。

そのため、同計画に基づき、重複区間を解消するなどの必要性がある路線バス周西線とコミュニティバス中島・豊英線について、路線再編を含めた運行内容の見直しを進める。

２　現状及び課題

令和５年９月１日から路線バス周西線が、清和公民館まで延伸したことにより、清和地区から乗り換えをせずに君津地区までのアクセスが可能となっている。

一方、鈴木病院前～清和公民館の区間において、路線バス周西線とコミュニティバス中島・豊英線が重複しており、昨年の延伸時には部分的なダイヤ調整にとどまったため、全体的な最適化が必要となっている。

３　対応（再編の方向性）

コミュニティバス中島・豊英線の契約更新（現行契約は令和７年１１月３０日まで）に合わせ、運行内容の見直しを行う。

なお、運行内容の見直しにあたっては、地域住民との意見交換等により利用者ニーズを把握するとともに、事業採算性等も踏まえて実施することとする。

４　今後のスケジュール（予定）

令和６年	６月	地域公共交通会議（方針説明）
	８月～９月	地域住民との意見交換
	１２月	地域公共交通会議（意見交換の結果報告等）
令和７年	２月～３月	地域公共交通会議（運行内容等提示）
	４月～６月	事業者選定手続き
	６月	地域公共交通会議（運行内容の決定）
	７月	国への申請
	８月～	市民周知
	１２月	運行開始